

誰もが自分らしく生きられる社会に

[特集]
障害者福祉

家族や友人・知人などで、障害のある人は皆さんの周りにどれくらいいますか。改めて考えてみると、思いのほか多く思い浮かぶのではないのでしょうか。

今回の特集では、そうした障害のある人が暮らしやすい社会とはどういったものか、一緒に考えていただきたいと思います。

障害とは

身体障害、知的障害、精神障害、その他の心身の機能の障害があり、その障害や社会的な障壁（バリア）によって日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態を指します。

これまでの、障害は「歩けない」「話せない」など医学的な観点から、その人の心身の状態により

生じるもの、その人に起因するものと考えられがちでした。

しかし今では、障害のある状態では働けなかったり、社会に参加できなかったりする仕組みにこそ問題があり、そうした障壁を取り除くことが必要と考えられるようになってきています。

ポイント

「社会の仕組み」による障壁

建物の中に車いすが入れなかったり、制度の内容が利用しにくいものだったりすることをいいます。また、人々の考え方（偏見や差別）や障害のある人を意識していない慣習や文化も含まれます。こういったものが社会参加の障壁になるんです。



障害福祉課
森 憲子

ちゃんねる連動



今回の特集の内容は、市政情報等提供番組「ちゃんねるよっかいち」でも紹介します。

- 地デジ12ch(CTY)
- 11月21日(火)～30日(木)に放送
月・水・金・日曜日 9:30、20:30
火・木・土曜日 12:30、20:30

障害のある人を取り巻く社会の変化

障害は「身体」「知的」「精神」と、大きく三つに分類されてきました。

身体障害

知的障害

精神障害

これらの障害はずいぶん以前から世の中に認知されてきましたが、その後、研究の進展などにより、これまで障害として捉えられてこなかった自閉症などの広汎性発達障害や注意欠如多動性障害(ADHD)、学習障害などに対する注目が高まりました。

また、現代の医学でも治療法が確立していない難病の患者に対する支援の必要性も認められるようになりました。

発達障害

難病

こうした動きに合わせて法律も整備され、障害福祉サービスを利用できる人の範囲は広がってきています。しかし、この範囲に含まれない人であっても生

きづらさを感じている人はいて、その性質や症状はさまざまです。今までに認識されてきた障害の範囲は日々変化しています。

制度的に障害が認定された人に対するサービスや配慮が現時点で十分であるか、まだ認定されていない障害に苦しんでいる人はいないか、常に検討していく必要があります。

また、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、行政機関や事業者に対して、障害を理由とする不当な差別的取り扱いが禁止され、合理的な配慮(*)が義務付けられました。

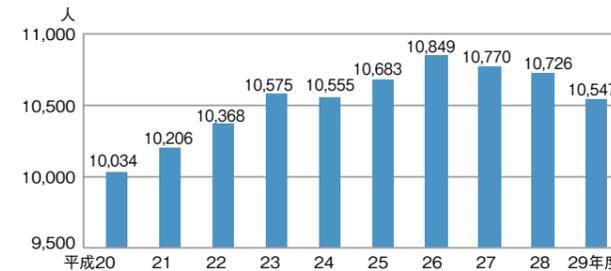
今、障害の有無によって分け隔てられることのない、共生社会の実現が求められています。

※障害のある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために行われる配慮(例:聴覚障害のある人に音声以外で情報を伝える)

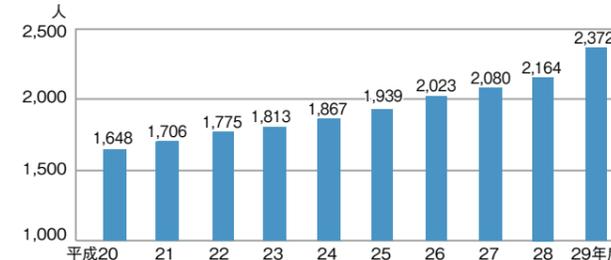
本市における障害のある人の数

前述したように、生活に制限を受ける人の数は随時変化していますが、障害者手帳の所持者数、特定医療費(指定難病)受給者数を見ることで、本市における障害のある人のおよその数を把握することができます。

■本市の身体障害者手帳所持者数

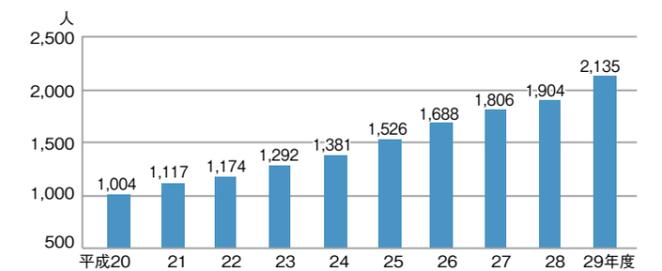


■本市の療育手帳所持者数(知的障害)

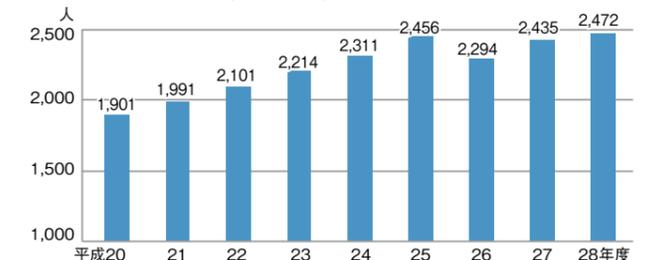


障害のある人の総数としては増加傾向にあり、平成29年4月時点の合計で約17,500人、市民の約18人に1人に当たります。

■本市の精神保健福祉手帳所持者数



■本市の特定医療費(指定難病)受給者数





さまざまな障害について理解することが大切だね

障害の 主な種類や症状

「身体」「精神」「知的」「難病」の具体的な例を紹介します。

身体障害

肢体不自由



手足や運動機能に障害がある

内部障害



心臓など身体内部の臓器に障害がある

聴覚・平衡機能障害



聴力に障害がある、姿勢の維持が困難

視覚障害



全く見えないか、見えにくい

音声・言語・そしゃく機能障害



発声や、食べ物をかむ・飲み込むことに障害がある

精神障害

統合失調症



思考と行動を統合する能力が低下する

気分障害



うつ病、躁うつ病(双極性障害)

器質性精神障害



脳の異常によって起こる(意識障害や認知症など)

精神作用物質使用による障害



アルコールや覚醒剤などによる精神・行動の障害

ストレス関連障害・身体表現性障害など



パニック障害・強迫神経症・外傷後ストレス障害(PTSD)など

精神遅滞



精神遅滞と知的障害はほぼ同義。「精神遅滞」は医学上の診断名。知的障害に加え、生活面での支障や対人能力の弱さなどが認められる状態を指す。「知的障害」は法律上の言葉。知的な発達がその年齢の平均より明らかに遅れたり、停止していたりする状態を指す

生理的障害・身体的要因による行動症候群



摂食障害(拒食・過食)、睡眠障害、性機能不全など

成人の人格・行動の障害



人格障害、性同一性障害など

心理的発達の障害



いわゆる自閉症などの発達障害

小児期・青年期に発症する行動・情緒の障害



多動性障害、情緒障害、チック障害など

知的障害

難病



潰瘍性大腸炎、パーキンソン病など、障害者総合支援法による障害福祉サービスなどを受けられる疾患が358疾患。難病法による特定医療費(指定難病)の助成を受けられる疾患が330疾患。それぞれ国により定められている

ポイント



障害福祉課 門脇 理貴

障害には先天性・後天性があり、後天性が多い

障害には先天性(生まれつき)と後天性(生育の過程で生じる)があり、病気や事故などによって生じる後天性はるかに多いんです。また、人は年齢を重ねるにつれて体が思うように動かなくなっていくますよね。障害について考えることは、「自分や家族、周囲の人たちみんなが暮らしやすいまち」に近づくことでもあるんですよ。

ポイント



障害福祉課 加藤 真里南

ご存じですか

～障害に関するさまざまな表示～

誰もが気軽に
出歩けるまに
したいね



世の中には、障害のある人への配慮を示すものがたくさんあります。健康なうちは気に留めることは少ないかもしれませんが、障害のある人にとってはとても大切なものです。そういったものの意味を正しく理解するとともに、まだ知らない人がいたら、ぜひ教えてあげてください。そして、自分たちができる配慮について考えてみてください。

道路など公共物に表示されているもの

点字ブロック

視覚障害者を安全に誘導するために敷設されています。この上に荷物や自転車などを置かないようにしましょう。



おもいやり駐車場

障害のある人、けが人、妊産婦など歩行が困難な人のための駐車スペースです。公共施設や店舗などに設置されています。



障害に関する主なマーク



障害者のための国際シンボルマーク
障害のある人が利用できる建物・施設であることを示す、世界共通のシンボルマークです。



聴覚障害者マーク
車に表示するもので、聴覚障害であることを示します。この車に幅寄せなどをすると罰せられることがあります。



耳マーク
聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。



オストメイトマーク
人工肛門・ぼうこうを造設している人のための設備があることを示しています。対応したトイレなどに表示されています。



障害者雇用支援マーク
(公財)ソーシャルサービス協会により障害のある人に対する就労支援が認められた企業・団体に付与される認証マークです。



身体障害者マーク
車に表示するもので、肢体不自由であることを示します。この車に幅寄せなどをすると罰せられることがあります。



目が不自由な人のための国際シンボルマーク
目が不自由な人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全などに考慮された建物・設備などに付けられています。



ほじょ犬マーク
盲導犬・介助犬・聴導犬の啓発マークです。公共施設や交通機関、店舗などは同伴を受け入れる義務があります。



ハート・プラス・マーク
内部障害(左ページ参照)がある人を表しています。このマークを着用している人を見掛けた場合は配慮をお願いします。



「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク
視覚障害者を支援する運動の普及啓発シンボルマークです。



ヘルプマーク
義足・難病・妊娠初期など外見から分からなくても支援が必要な人を表しています。このマークを着用している人を見掛けた場合は配慮をお願いします。



存分に力を発揮でき、やりがいを感じるね

障害のある人と就労

本市では、職業を通じて自分の能力を存分に発揮しながらやりがいを持って働くことができ、誇りある自立した生活を送れるよう雇用対策を進めるとともに、就労支援を行っています。

また、国は障害者雇用促進法において、事業主などに対して障害のある人の雇用を義務付けています。

就労支援の例

NPO法人ユニバーサル就労センター 諏訪栄町3-4 星座ビル3階 ☎/FAX 355-2205

指定障害者福祉サービス事業所として「就労移行支援」「就労継続支援(B型)」(下記参照)を実施しています。社会人としてのマナーやコミュニケーション力を向上させるとともに、ストレスへの対処法やパソコン・事務作業などのトレーニングを通じて、各利用者の特性に合った就労を目指しています。

どんな人にも可能性があり、そこに気付くことが大切です。訓練を通じてそれを引き出すことを心掛けています。

利用者の声

就労移行支援を利用しながら今後の就職について検討中です。スタッフの皆さんが優しく、利用しやすい施設です。



井村光志さん

まだ利用して間もないのですが、ここは訓練の場としても自分の居場所としても大切だと感じています。



吉川一隆さん



施設長
金憲裕さん



長谷川翔鳳さん

ここでの訓練を経て、今は仕事に就いています。訓練を通じて、自分が何に向いているかに気づき、自信を持つことができました。訓練中に簿記の資格を取ることができたんですよ。

トレーニングカフェ 「Sprout(スプラウト)」

ユニバーサル就労センターの姉妹組織が運営する店舗。障害の有無に関わらず、働きたいのに働けずにいる若者を就労につなげることを目的としています。(諏訪栄町2-9 ☎090-5878-1975)



店舗外観



伊勢おやきとスープのセット

<解説> ■就労移行支援
一般就労に向けて、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
●対象:一般就労が可能と見込まれる、65歳未満の障害のある人
●雇用契約:なし
●賃金:原則なし

■就労継続支援(A型・B型)
働く場を提供し、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
●対象:(A型)一般就労が困難な、利用開始時に65歳未満の障害のある人
(B型)就労移行支援を利用した

が一般就労に結びつかない、またはA型での仕事に困難な障害のある人
●契約:(A型)雇用契約あり
(B型)利用契約あり
●賃金:(A型)最低賃金を保証
(B型)工賃あり

本市の主な雇用対策

雇用促進交付金

産業現場実習(インターンシップ)で障害のある人を受け入れる事業所に交付金を支給します。

障害者トライアル奨励金、雇用奨励金

ハローワークの紹介に基づき、市内に在住する障害のある人を試行雇用・常用雇用する事業主に奨励金を支給します。

特例子会社設立事業費補助金

特例子会社またはその支店などの設立にかかる費用について助成します。

障害者雇用促進企業の登録

障害のある人を法定雇用率以上に雇用する事業所に

対して市からの仕事を受けやすくするための配慮をしています。

障害者雇用優良事業所表彰

障害者雇用を積極的に推進している事業所を表彰し、さらなる雇用を奨励しています。

障害者雇用促進事業

平成27年度から、ハローワークなどと協力して、市内企業を対象に雇用促進や職場定着に向けた見学会などを開催しています。今年3月には「障害者雇用サポートフェア」を開催し、実際に事業所で働いている様子を見学していただいたり、支援機関と事業所との交流の場を設けたりしました。次回は平成30年2月ごろを予定しています。



住み慣れた地域でずっと暮らしたいね

暮らしやすいまちの構築に向けて



本市では、平成26~30年度を計画期間とする「第3次四日市市障害者計画」を策定し、障害者施策を進める上での基本指針としています。現在、平成31年度からの第4次計画策定に向けて準備を進めているところです。

計画を策定するに当たっては、障害のある人の生活や就労の状況、福祉サービスの利用状況などを把握するのはもちろんのこと、当事者の皆さんの声を反映させていく必要があります。

「将来に対する不安」「充実すべき施策」「住み慣れた地域で暮らしていくために重要なこと」などについてお聞きすると、次のようなご意見が多く寄せられています。

<将来に対する不安>

- ・健康、障害のこと
- ・自分の老後のこと
- ・面倒を見てくれる人がいなくなる
- ・経済的なこと

<充実すべき施策>

- ・障害福祉サービスの充実
- ・各種手当の充実、医療費の軽減
- ・雇用の援助、就労の場の確保
- ・バリアフリーのまちづくり

<住み慣れた地域で暮らしていくために重要なこと>

- ・近所同士の付き合いを深める
- ・グループホームの充実
- ・居宅サービスの充実
- ・障害のある人同士の交流を深める

こうした声を総合すると、サービス全般の充実が求められているのはもちろんですが、経済的な自立やいわゆる「親なき後」のことを不安に感じている人が多いことがうかがえます。

こうした課題に対応するため、本市では、左ページにあるような「雇用・就労の促進」や、グループホームの増設などによる「生活支援の充実」など、さまざまな施策を着実に推進しています。



平成29年4月に開所したグループホーム

今後も、多様化するニーズを把握していきながら、障害に関する意識啓発に努めるほか、当事者団体や関係機関などと協力し、障害の有無に関係なく暮らしやすいまちの構築に向けて取り組んでいきます。



障害福祉課
藤井 大地

最後に

障害のある人は、その人に応じた配慮は必要ですが、障害のある人もない人も、社会を構成する一人の市民です。ここまで読んでくださった皆さん、これを機会に、改めて障害について考えてみてください。そして、考えることをやめないでください。皆さん一人ひとりの意識で社会は変わります。誰もが自分らしく暮らせる、そんな社会を共につくっていきましょう。

編集後記

今回の特集では、皆さんに障害について「気付き」「考えて」いただくことを第一の目的としました。社会の風潮や仕組みは、私たちが今後どうすればよいか「考える」ことで変わっていくはずですが、皆さんの周りの障害のある人が少しでも暮らしやすくなるきっかけになれば幸いです。(障害福祉課 浅野、広報広聴課 吉田)

●この特集についてのお問い合わせ・ご意見は

障害福祉課 ☎ 354-8171 FAX 354-3016
広報広聴課 ☎ 354-8244 FAX 354-3974